

令和6年度事業計画及び令和6年度収支予算

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

3年にわたる新型コロナウィルスの感染症法上の分類が、令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられたことで、法令上の様々な規制が無くなり、人流も徐々に戻りつつある。

そのような中、甚大な影響を受けていた日本の社会、経済活動の正常化が進みつつある一方で、燃料価格の異常な高騰・高止まりは国の原油元売り会社への支援実施はあるものの、全ての事業にとって大きな負担となっており、依然として厳しい状況にある。

我々バス業界においても、元々、運転者不足や高齢化等様々な課題を抱えていることに加えて、3年にわたる新型コロナウィルス感染症の影響、燃料等の価格高騰等もあり厳しい状況は継続している。

地域の人口減少に加えコロナ禍により根付いた、新たな生活様式等により、公共交通利用者はコロナ発生前の水準には完全には戻りきれないと思われる。

乗合バス及び高速バス事業は、利用客の減少により輸送人員はコロナ禍前には戻っておらず、約15パーセント減少したままであり、収支状況は依然として厳しい状況にある。

一方、貸切バス事業にあっても、需要は回復傾向はあるもの、同様の状況にある。

さらに、バス事業の直面する最重要課題は、運転者不足への対応である。

コロナウィルス感染症により、運転者の離職が増え、乗合バスの便数削減や貸切バスにおいても、旅行輸送需要があり、車両もあるが運転者不足により対応できないなど既にその影響が出ており、対応は待ったなしである。

今後、これらの諸問題に適確に対応し、輸送サービスを持続可能なものとするためには、必要な運賃改定等による収支の改善に努めるとともに、継続した国及び地方公共団体等からの支援の強化が必要であり、国からの補助金の増額とともに、特別交付税の拡充により、地方公共団体等からバス事業者に必要な支援が行なわれるような仕組みの構築に務めなければならないことから、今後

も継続して、国及び県に対しての各種要望活動等を行っていかなければならぬ。

また、バス事業にとって最重要の課題である安全の確保については、更なる安全・安心に対する意識の醸成を図るとともに、平成28年1月発生の軽井沢スキーバス事故や令和4年10月の静岡県下で発生した観光バス横転死傷事故等痛ましい事故を受けた防止対策の実効ある取り組みが求められている。

バス業界は、運転者不足や高齢化、2024年問題への対応等課題が山積しているが、多くの方々の命を預かっているという大きな責任を果たすため、より安全で安心できる慎重な運行が望まれる。

当協会としては、会員個々が、各自の営む事業を再点検し、安全・安心がすべてに優先するとの決意を持って事故防止対策に取り組むとともに、バス業界の新たな発展・再生を図るため、関係行政機関や団体の支援・協力を得ながら、会員間で力を合わせて次の事業を積極的に推進していく。

1 コロナ禍等によるバス事業への影響に係る対応

(1) 各種感染症防止対策の徹底

車内消毒及び車内換気等の継続実施により、乗務員及び乗客へのコロナウィルスやインフルエンザウイルス等の感染防止対策を徹底する。

(2) 経営基盤の確立を目指す

日本バス協会や地方公共団体等関係機関・団体等と連携し、コロナ渦による経済的なダメージからの脱却を図り経営基盤の確立を目指す。

(3) 各種要望活動の推進

必要に応じ、国・地方公共団体等関係機関に対してバス業界の意見・要望等活動の推進に努める。

(4) 会員同士の一致協力による業界全体の底上げを図る

会員相互の情報交換を密にして、一致協力して対処し、業界全体の底上げを図っていく。

2 バス事業関係諸制度等への対応

(1) 貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正（令和5年10月公布）への対応

令和4年10月に、静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）

を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策が示され、これを制度化するため「旅客自動車車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）」等が改正され、貸切バスの運行運行管理規制が大幅に強化されたことに伴い、これに対する対応の徹底を図る。

※ 貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策

- 点呼の様子を動画保存
- アルコールチェックの様子を撮影保存
- 運送引受書等の書類の保存期間を3年に延長
- デジタル式運行記録計（デジタコ）の使用と運行記録の3年間記録保存 等

(2) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準の告示）」の見直しへの対応

バスなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえて、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めている。

自動車運転者の労働時間等に関して時間外労働の上限が規制されるなど厚生労働省により新しい改善基準告示が令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から施行されたことから、これに対する対応の徹底を図る。

(3) 運賃・料金制度の定着と見直しへの対応

燃料高騰、物価高及び運転者不足へ対応するための運転者の待遇改善を図るため、国土交通省が「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合」で検討を行い、令和5年10月1日から公示運賃の見直しを行い、幅運賃も撤廃（下限額のみ設定）された。

更に、同フォローアップ会合において、「車種区分の見直し」が検討され、令和6年4月1日から、現行、「大型、中型、小型」の車種区分を「大型、中型、小型、コミューター車」に変更され、運賃・料金も見直された。

よって、確実に新たな運賃料金を收受するよう、制度の定着を図るとともに、国土交通省は、今後、2年に一度、貸切バスの要素別原価を調査し、必要に応じて見直しを行っていくこととしているので、これに対する対応の徹底を図る。

(4) 九州貸切バス適正化センターによる巡回指導への対応

適正化センターによる巡回指導については、原則、1年に1回、毎年指

導を受けるが、「令和6年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導の運用方針について（令和6年3月22日）に示された

- 特定営業所（不適格営業所）に対する巡回指導の「重点化」
～再度の巡回指導の実施
- 優良営業所に対する特例
～一定の条件を充たせば実施対象から除外

等一部方針が見直されたことから、これに対する適確な対応を図る。

(5) 貸切バス事業者安全性評価認定制度お見直しへの対応

令和5年12月の貸切バス事業者安全性評価認定委員会において、

- 運行管理などについて審査基準の厳格化
- 健康管理、先進安全自動車など安全に対する高度な取組みへの評価
- 規制改正への対応
- 評価認定マークの変更及び最高評価を三ツ星から五ツ星にするなど
認定種別の変更

柱とする抜本的な見直しを実施することが決定した。

審査基準の厳格化については、令和6年度申請から一部実施し、令和7年度申請事業者は新基準で審査を実施することなり、新基準で認定を受けた事業者には新たな評価認定マークが交付されることになったので、これに対する適確な対応を図る。

(6) 貸切バス事業許可の更新制度への対応

平成29年4月に、道路運送法の一部改正され、制度開始後7年が経過し、令和4年度から2回目の更新を受けることとなり、今年は6事業者が事業の許可申請を受ける予定である。

(7) 道路運送法や地域公共交通活性化及び再生に関する法律等の法制度への円滑な対応と運用状況の把握・情報の提供に努める。

3 安全輸送対策

- (1) 国が令和3年3月公表した「事業用自動車総合安全プラン2025」を受けて日本バス協会が同年6月に策定した「バス事業における総合安全プラン2025」に基づき、各種安全対策を推進する。
- (2) 全ての事業者に対し義務づけられた「運輸安全マネジメント」への円滑な取組みと定着化を図る。

- (3) 運行管理体制を強化するとともに「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、飲酒運転防止対策を強化し積極的に推進する。
- (4) すべての道路における乗客のシートベルト着用を推進する。
- (5) 乗合バス等の車内事故防止のため、「ゆとり運転・ゆとり乗降」、「シートベルトの着用」の徹底を図るとともにバスの日キャンペーン等を利用してバス利用者の啓発に努める。
- (6) 春・秋の全国交通安全運動や年末年始の安全総点検等の交通安全活動を積極的に推進する。
- (7) 健康問題に起因する事故等を未然に防止するため、「運転適性診断」、「睡眠時無呼吸症候群（S A S）検診」及び「脳MRI検診」等を積極的に受診させ、その結果に基づいたフォローアップやきめ細かい労務管理が実践されるように支援を行う。
- (8) バスジャック、テロ、地震・風水害等自然災害が発生した場合には、関係機関団体等との連携し、適確な対応を図るとともに、平時においては危機管理対策の周知徹底を図る。

4 貸切バス輸送秩序対策

- (1) 事業者研修会や支部会については、対面での開催によることとするが、今後の各種ウイルス感染症の発生等をみながら、オンライン開催等開催方法の検討を行い開催に務めるとともに、各種研修会等への積極的な参加を呼びかけ、会員間の情報共有を図り、バス輸送秩序の維持向上に努める。
- (2) 自治体、旅行業社をはじめ貸切バスの利用者に対し、各種ウイルス感染防止対策を施した安全・安心な貸切バスであることを継続してアピールするとともに、宮崎運輸支局等からの支援を受け、運賃・料金制度についての理解と協力を求める等経営改善に積極的に取組み貸切バス輸送サービスの向上に継続して努める。

5 運輸事業振興助成交付金事業

バスの安全・快適な輸送を確保するための「バス利用促進の広報啓発」、「衝突防止補助装置」、「デジタル式運行記録計」及び「ドライブレコーダー」の導入、その他、「九州貸切バス適正化センターの巡回指導の負担金助成」、「大型第二種免許取得者雇用助成」、「運転適性診断」、「睡眠時無呼吸症候群

（S A S）検診」及び「脳MR I 検診」等運輸事業振興助成交付金を活用した事業を積極的に推進する。

6 事故防止対策の推進

(1) 運行管理者の業務指導

運行管理者が、適法且つ適正な業務管理を行なうよう指導する。

(2) 道路交通事故の防止

県内の交通事故の特徴のうち、原因別では、脇見やぼんやり等漫然運転が多いことから、適度な緊張感をもって運転するとともに、交差点を右左折する際には横断歩行者を確認するために、横断歩道の手前で一旦停止を確実に行なうなど交通事故防止を徹底する。

7 広報活動

- (1) 「バスの日」等におけるバス利用促進イベント、街頭キャンペーン等を開催するほか、ポスター・チラシの作成配布、新聞広告を掲載するなどバス利用促進を図る。
- (2) 高齢者や児童・生徒向けバスの乗り方教室を開催し、バスの快適で安全な利用とバス乗車マナーアップを図る。
- (3) 「公益法人協会情報公開共同サイト」を活用し、エコ通勤割引等の情報提供に努めバスの利用促進を図る。

8 環境対策

自動車から排出される窒素酸化物等の総量の削減に努めるとともに「人と環境にやさしい」バスへの取り組みや通勤手段をマイカーから公共交通機関に転換することを促す「エコ通勤」の啓発により「大気環境の悪化」の抑制に努める。

9 その他

日本バス協会、諸官公庁等との連絡体制の強化、各種通達等の収集と協会会員への迅速な伝達を図る。

収支予算書総括表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	法人会計	合 計
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
会 費 等 収 入		14,871,600	14,871,600
雜 収 入		25,000	25,000
運輸事業振興助成交付金	8,929,000		8,929,000
活性化事業助成金	0		0
事 業 活 動 収 入 計	8,929,000	14,896,600	23,825,600
2 事業活動支出			
① 実施事業等会計			
給 料 員 手 報 当 酬 費	4,154,000		4,154,000
役 福 利 交 生 通 費	2,790,000		2,790,000
旅 通 信 厚 運 器 備 品 費	1,314,900		1,314,900
消 耗 什 耗 刷 議 製 本 費	702,000		702,000
消 会 印 刷 表 彰 費	698,400		698,400
会 貸 バ ス 利 用 促 進 等 事 業 費	27,000		27,000
印 貸 調 查 表 彰 費	104,400		104,400
会 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	166,000		166,000
印 貸 活 性 化 助 成 事 業 費	74,700		74,700
会 貸 利 用 促 進 等 事 業 費	462,000		462,000
印 貸 調 查 表 彰 費	87,000		87,000
会 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	133,000		133,000
印 貸 活 性 化 助 成 事 業 費	8,929,000		8,929,000
会 貸 利 用 促 進 等 事 業 費	0		0
② 法人会計			
給 料 員 手 報 当 酬 費	310,000		310,000
役 福 利 交 生 通 費	930,000		930,000
旅 通 信 厚 運 器 備 品 費	146,100		146,100
消 耗 什 耗 刷 議 製 本 費	78,000		78,000
消 会 印 刷 表 彰 費	77,600		77,600
会 貸 雜 修 水 保 税 料 燃 燭 費	3,000		3,000
印 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	11,600		11,600
会 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	580,000		580,000
印 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	8,300		8,300
会 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	77,000		77,000
印 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	60,000		60,000
会 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	10,000		10,000
印 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	85,000		85,000
会 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	11,000		11,000
印 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	22,000		22,000
会 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	2,784,000		2,784,000
印 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	150,000		150,000
会 貸 運 輸 事 業 交 付 金 事 業 費	25,000		25,000
事 業 活 動 支 出 計	19,642,400	5,368,600	25,011,000
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
①特定資産取崩収入			
投 資 活 動 収 入 計	0	0	0
2 投資活動支出			
①特定資産取得支出	720,000	80,000	800,000
投 資 活 動 支 出 計	720,000	80,000	800,000
III 予備費支出			
当 期 収 支 差 額			-1,985,400
前 期 繰 越 収 支 差 額			4,159,404
次 期 繰 越 収 支 差 額			2,174,004